

2022年9月1日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 9月は全国労働衛生週間の準備期間です。
2. 県内各地で「働き方改革関連法に関する説明会」を開催します。
3. 「改正育児・介護休業法等説明会」を開催します。
4. 男性の育児休業取得促進セミナーについて
5. 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！
6. テレワークセミナー開催のお知らせ
7. 職業安定法改正のポイント

-
1. 9月は全国労働衛生週間の準備期間です。
-

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、本年度で第73回となります。

今年度においても、10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間として展開します。

今年度のスローガンは、
「あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場」

です。

併せて、9月は「職場の健康診断実施強化月間」を実施します。

法令に基づく健康診断の実施と、その結果に基づく医師の意見聴取等の事後措置の徹底をお願いします。

なお、新型コロナ感染拡大防止対策を徹底しながら、労使協力してのお取組をお願いします。

詳しくは、当局ホームページ

●新着情報 令和4年度（第73回）「全国労働衛生週間」を実施します。

をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/2022-roudouiseiweek_00001.html

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

2. 県内各地で「働き方改革関連法に関する説明会」を開催します。

宮城労働局・県内各労働基準監督署では、本年9月から来年2月まで、「働き方改革関連法に関する説明会」を県内各地で開催します。

これまでも働き方改革の取組を進めていただいておりますが、今後必要な対応について、順次改正されてきた内容と合わせ、労働基準監督官が整理してご説明します。(参加無料)

日程、会場、お申込み方法は、下記URLからご確認ください。

※事前申込が必要です。

※会場の定員に達し、希望日にご参加いただけない場合があります。

※説明会の運営は、厚生労働省が委託するエーペックスインターナショナル株式会社が行います。

●申込先

<https://www.36kyoutei2022.com/area/hokkaido-tohoku>

【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

3. 「改正育児・介護休業法等説明会」を開催します

令和4年4月1日より、改正育児・介護休業法（以下「改正法」という）が段階的に施行されています。

宮城労働局では、改正法の円滑な施行に向け、管内の事業主のみなさまを対象に、以下の通り説明会を開催します。ぜひご参加ください。

◆開催方法・日時

- ・Web開催：Zoomを使用したオンライン開催
令和4年9月29日（木）13：30～15：30
令和4年10月5日（水）13：30～15：30

◆説明内容

- ・改正育児・介護休業法について
- ・育児休業給付制度の改定について
- ・雇用を守る在籍型出向制度について
- ・両立支援等助成金について

- ・業務改善助成金について
- ・テレワーク助成金について

◆申込方法等の詳細は下記リンクよりご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/04kaiseiikukaihousetumeikai01_00002.html

【お問合せ先】 雇用環境・均等室 (022-299-8844)

4. 男性の育児休業取得促進セミナーについて

育児・介護休業法が改正され、2022年4月から順次施行されています。この10月からは「産後パパ育児」が創設され、とくに子の出生直後に、男性が育児休業を取得しやすくなるとともに、時期や回数などについて、より柔軟に対応できるようになります。

厚生労働省では、この機会に、企業、管理職、労働者がそれぞれの立場からの理解を深め、具体的に取り組むためのセミナーを開催します。

関心のある方はどなたでも参加できますので、ぜひお申し込みください。

●詳細・参加申し込み

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室 (022-299-8844)

5. 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！

宮城産業保健総合支援センターが開催する、産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会の2022年度（後期）開催分がHPにアップされています。以下のリンク先をご確認ください。

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/new/4805>

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

● 宮城産業保健総合支援センター

仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 (15階)

6. テレワークセミナー開催のお知らせ

厚生労働省では、令和4年度テレワーク・ワンストップ・サポート事業の一環として、オンライン形式でのテレワークセミナーを実施しております。

○セミナーの対象者

・テレワークの導入や、テレワークを活用した働き方に興味をお持ちの事業経営者、人事・労務管理などのご担当の皆さま等

○セミナーの内容

・テレワークを導入するに当たって、必要な労務管理、ICTにおける留意点、テレワークの活用方法、導入企業の事例等説明します。

○詳細

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

【お問合せ先】

一般社団法人日本テレワーク協会

電話：03-5577-4572(平日午前9時～午後5時)

Mail：seminar@japan-telework.or.jp

7. 職業安定法改正のポイント

求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、職業安定法が改正されました。施行日は令和4年10月1日です。改正のポイントは次のとおりです。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報
- ② 求職者情報
- ③ 求人企業に関する情報
- ④ 自社に関する情報
- ⑤ 事業の実績に関する情報

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

また、特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html

【お問合せ先】

需給調整事業課（022-292-6071）